

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税）</p> <p>15—3 法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 「救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設」とは、次の施設をいう。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定に基づき設置された助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、<u>児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター</u>（同法第 35 条～第 44 条の 3）</p> <p>ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の規定に基づき設置された<u>幼保連携型認定こども園</u>（同法第 2 条第 7 項、第 12 条）若しくは同法第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による認定を受けた施設（ロに掲げる施設に該当するものを除く。）</p> <p>ニ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する<u>母子・父子福祉センター又は母子・父子休養ホーム</u>（同法第 39 条、第 40 条）</p> <p>ホ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づき設置された<u>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター又は老人介護支援センター</u>（同法第 5 条の 3、第 15 条）</p> <p>ヘ <u>身体障害者福祉法</u>の規定に基づき設置された<u>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設</u>（同法第 28 条、第 31 条～第 34 条）</p> <p>ト <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平</p>	<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税）</p> <p>15—3 法第 15 条第 1 項第 3 号<u>《慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 「救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設」とは、次の施設をいう。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 児童福祉法の規定に基づき設置された助産施設、乳児院、<u>母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は教護院</u>（同法第 35 条～第 44 条）</p> <p>ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 2 項<u>《教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等》</u>の規定による認定を受けた施設（ロに掲げる施設に該当するものを除く。）</p> <p>ニ <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する<u>母子福祉センター又は母子休養ホーム</u>（同法第 21 条、第 22 条）</p> <p>ホ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づき設置された<u>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は老人福祉センター</u>（同法第 14 条、第 15 条）</p> <p>ヘ <u>身体障害者福祉法</u>の規定に基づき設置された<u>肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、身体障害者授産施設、補装具製作施設、点字図書館又は点字出版施設</u>（同法第 27 条、第 29 条～第 34 条）</p> <p>ト <u>精神薄弱者福祉法</u>（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づき設置さ</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>成 17 年法律第 123 号）の規定に基づき設置された障害者支援施設（同法第 5 条第 11 項、第 83 条）</u></p> <p>チ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の規定に基づき設置された女性自立支援施設（同法第 12 条）</u></p> <p>リ （省略）</p> <p>(4)～(7) （省略）</p>	<p><u>れた精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設（同法第 18 条、第 19 条）</u></p> <p>チ <u>売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）の規定に基づき設置された婦人保護施設（同法第 36 条）</u></p> <p>リ （同左）</p> <p>(4)～(7) （同左）</p>